# 遺産相続手続き　期限チェック表

亡くなった日（または亡くなったことを知った日）を書き込み、各手続きの期限日を自分で書き入れて使う記入シートです。終わった手続きから□にチェックを入れてください。

## ①　最初に書き込むメモ

期限の多くは「亡くなったことを知った日」から数えます。亡くなった日と違う場合は、両方を書いておきましょう。

| 項目 | 記入欄 |
|---|---|
| 亡くなった方（被相続人）のお名前 | |
| 亡くなった日 | 年　月　日 |
| 亡くなったことを知った日 | 年　月　日 |
| 相続人（わかっている人） | |
| 遺言書 | □ ある（種類:　　）　□ ない　□ まだ分からない |

## ②　期限のある手続き（期限が近い順）

「期限日」の欄に、①の日付から数えた日を書き込みます。「自分に関係あるか」で×が付いた手続きは飛ばしてかまいません。

| 済 | 期限 | 手続き（窓口） | 期限日 | 自分に関係あるか |
|---|---|---|---|---|
| □ | 7日以内 | 死亡届・火葬許可申請（市区町村役場）<br>※亡くなったことを知った日を含めて7日。国外で亡くなったときは3か月以内 | 月　日 | 全員 |
| □ | 10日以内 | 年金受給権者死亡届・厚生年金（年金事務所）<br>※マイナンバーが日本年金機構に収録されていれば原則不要 | 月　日 | □ 年金を受け取っていた |
| □ | 14日以内 | 年金受給権者死亡届・国民年金（年金事務所など） | 月　日 | □ 年金を受け取っていた |
| □ | 14日以内 | 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の資格喪失、世帯主変更（市区町村役場） | 月　日 | □ 加入していた／□ 世帯主だった |
| □ | 3か月以内 | 相続放棄・限定承認の申述、または期間伸長の申立て（家庭裁判所）<br>※亡くなったことと自分が相続人になったことを知った時から（翌日から数える） | 月　日 | □ 借金がある・分からない |
| □ | 4か月以内 | 準確定申告（税務署）<br>※知った日の翌日から数える | 月　日 | □ 事業・不動産収入などがあった |
| □ | 10か月以内 | 相続税の申告・納付（税務署）<br>※知った日の翌日から数える | 月　日 | □ 遺産が基礎控除を超えそう |
| □ | 1年以内 | 遺留分侵害額の請求（相手方）<br>※相続の開始と、遺留分を侵害する贈与・遺贈を知った時から | 月　日 | □ 遺言や贈与で取り分が少ない |
| □ | 2年以内 | 葬祭費・埋葬料の請求（市区町村役場・健康保険の窓口） | 月　日 | □ 葬儀を行った |
| □ | 3年以内 | 死亡保険金の請求（保険会社）<br>※期限は保険会社の約款でも確認 | 月　日 | □ 生命保険に入っていた |
| □ | 3年以内 | 相続登記（法務局）<br>※亡くなったことを知り、不動産を相続で取得したことを知った日から | 月　日 | □ 不動産がある |

相続税の基礎控除額＝**3,000**万円＋**600**万円×法定相続人の数（例：相続人**3**人なら**4,800**万円）。配偶者の税額軽減などの特例で税額がゼロになる場合も申告が必要です。

## ③ 期限がない手続きと、早めに済ませたい手続き

法律で期限が決まっていなくても、放っておくと不利になるものがあります。

| 済 | 手続き（窓口） | メモ |
|---|---|---|
| □ | 遺言書の確認（自宅・公証役場・法務局） | 自宅で見つけた封のある遺言書は開けずに、家庭裁判所の検認へ |
| □ | 戸籍の収集と相続人の確定（市区町村役場） | 数週間〜2か月ほどかかることがある。3か月の判断に間に合うよう最初に着手 |
| □ | 財産と借金の調査（金融機関・証券会社・名寄帳など） | 借金や連帯保証の有無は、3か月の判断材料になる |
| □ | 遺産分割協議・遺産分割協議書の作成（相続人全員） | 期限はないが、相続開始から10年を過ぎると特別受益・寄与分の主張が原則できなくなる |
| □ | 預貯金の解約・名義変更（各金融機関） | 金融機関ごとに必要書類が違うので、先に一覧を取り寄せる |
| □ | 株式・投資信託の名義変更（証券会社） | 相続人が同じ証券会社に口座を作る必要がある場合がある |
| □ | 自動車・公共料金・携帯電話・クレジットカード | 未払い金や解約金がないかも確認 |

## ④ 3か月以内に判断するための逆算メモ

相続放棄をするかどうかは、戸籍と財産・借金の調査が終わってから決めます。調査に時間がかかりそうなら、期限の前に期間伸長を申し立てます。

| 項目 | 記入欄 |
|---|---|
| 3か月の期限日 | 年　月　日 |
| 戸籍の請求を始めた日／そろった日 | 月　日 ／　月　日 |
| 財産・借金の調査を始めた日／終わった日 | 月　日 ／　月　日 |
| 期限の1か月前の時点で判断できそうか | □ できる　□ できない（→ 期間伸長の申立てを検討） |

## ⑤ 注意したいこと

- □ 相続放棄を考えているうちは、亡くなった人の預貯金を使ったり、遺産を処分したりしない（相続を承認したとみなされることがある）
- □ 期限の日が土日・祝日などに当たるときの扱いは、提出先に確認する
- □ 相続登記を怠ると10万円以下の過料、住所・氏名の変更登記（2026年4月1日から義務）を怠ると5万円以下の過料の対象になる
- □ 相続税がかからなくても、預貯金・不動産などの名義変更の手続きは必要

## ⑥ 弁護士に相談するときに持っていくもの

- □ このチェック表（①〜④を書き込んだもの）
- □ 戸籍・遺言書・財産や借金がわかる資料（コピーで可）
- □ 相続人どうしのやりとりのメモ（いつ、誰が、何と言ったか）

※このチェック表は一般的な期限をまとめたものです。期限の数え方や必要な手続きは、個別の事情や提出先によって異なることがあります。期限が迫っているとき・判断に迷うときは、弁護士などの専門家にご確認ください。

出典：相続弁護士ドットコム（https://www.bengo4-souzoku.com/guides/79） 2026年10月作成